平成２４年（フ）第４４９号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎2105番地１クロスロード205号
債務者　三原　　栄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月25日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１０号
島根県出雲市荻杼町651番地１　レオパレスラクレⅠ、住民票上の住所島根県雲南市三刀屋町古城1289番地
債務者　高橋　由幸
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月30日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第１０号
熊本県阿蘇市一の宮町宮地4900番地
債務者　吉原めぐみ
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月２日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２４年（フ）第１２９号
静岡県袋井市浅羽1015番地の３
債務者　八木　香織
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６８号
静岡県浜松市東区天王町1319番地の２、前住所静岡県浜松市東区天龍川町38番地の８
債務者　雪島　　宏
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
静岡県浜松市東区天王町1319番地の２、前住所静岡県浜松市東区天龍川町38番地の８
債務者　雪島　悦子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
静岡県浜松市東区原島町271番地、前住所静岡県袋井市湊51番地の５　パリワールトツカ201号室
債務者　寺田　英之
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
北海道帯広市東11条南10丁目１番地38　Ｙ’ｓ・ｏｎｅ302号
債務者　小林　俊夫
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２０９号
茨城県かすみがうら市宍倉6207番地９
破産者　加納　政忠
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１１号
千葉県富津市大堀２丁目21番12号　コスモハイツＡ棟102号、住民票上の住所千葉県富津市小久保2828番地
破産者　平野　静代
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第３５１３号
札幌市中央区南28条西11丁目１番８号　ハイツ亜麻由103号、申立時の住所札幌市中央区南16条西18丁目２番３―416号
破産者　市川　　守
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１号
茨城県常陸大宮市泉463番地の８　宮本猛方、住民票上の住所茨城県常陸大宮市泉463番地の16
破産者　宮本　正男
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
開始決定時の住所茨城県稲敷郡阿見町大字阿見2297番地　プロバンス102号
破産者　遠藤久美子
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７２３号
埼玉県所沢市東所沢和田２丁目28番地の３セザール東所沢104、破産開始決定時の住所埼玉県草加市小山２丁目29番10号
破産者　狩野　祐行
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
長野県埴科郡坂城町大字南条278番地２サープラスピュア２号棟101、前住所長野県上田市上塩尻830番地10
破産者　森田　高明
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部